

平成 25 年度の高知県における被措置児童等虐待の状況等について

児童福祉法第 33 条の 16 及び同法施行規則第 36 条の 30 等に基づき、平成 25 年度に高知県において対応した被措置児童等虐待の状況等について公表します。

1 被措置児童等虐待事案の状況

施設等の種別	施設職員等職種	被措置児童等の虐待の種別	被害児童	
			男子	女子
社会的養護 関係施設	保育士	身体的虐待	1 名	—
	児童指導員等	身体的虐待	1 名	—

2 県が講じた措置

改善勧告 1 件 (※1)

改善指示 1 件 (※2)

※1 平成 25 年 11 月に、県が実施した施設の定期指導監査（監査対象：平成 24 年度）において、詳細を把握し実態調査を行ったうえで、対応及び措置したものであり、当該施設は被措置児童等虐待事案には該当しないと判断し、児童福祉法第 33 条の 12 の規定に基づく通告の手続きを取っていないかった。

※2 平成 26 年 3 月 11 日に記者発表した事案

【参考】

児童福祉法

第 33 条の 12 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを…、都道府県の行政機関、…に通告しなければならない。

第 33 条の 16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があった場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

児童福祉法施行規則

第 36 条の 30 法第 33 条の 16 の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる被措置児童等虐待があった施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別
 - イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
 - ロ 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
 - ハ 知的障害児施設等及び指定医療機関 障害児施設等
- ニ 法第 12 条の 4 に規定する児童を一時保護する施設又は法第 33 条第 1 項若しくは第 2 項の委託を受けて一時保護を加える者 一時保護施設等
- 二 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種